

川崎区ソーシャルデザインセンター事業事務局業務委託に関する
提案書評価について

1 評価方法

次に定める評価項目について、提案書の書類審査により評価を行う。

(1) 評価項目、評価の視点

【提案内容について】

- ① 区 SDC 事業に関するチラシや SNS による広報について、多くの区民に区 SDC 事業について認知してもらう効果的な広報内容が提案されているか。
- ② 相談フォームへ届いた相談について、可能な限り対応できるようにしたり、様々な団体に相談内容実現のために関わってもらったりするために効率的・効果的な内容が提案されているか。
- ③ 交流会について、参加者同士が交流を深め、地域活動に関する知見を得るなど、地域活動の活性化に効果的な内容が提案されているか。
- ④ 今後の区 SDC 事業に関する提言について、効果的な提言が得られそうかどうか。

【業務遂行能力について】

- ⑤ 業務遂行にあたり、適切な人員配置及び見積額となっているか。

【団体について】

- ⑥ 区内での活動実績等からみて、当該事業を行うにふさわしいかどうか。

(2) 点数

評価項目ごとに 5 点の配点とする。

2 その他

- (1) 全委員の評価点を平均した点数が 18 点に達しない事業者は、受託者として特定しない。
- (2) 見積金額が業務規模概算額を超えている事業者は、受託者として特定しない。
- (3) 点数が同点の場合、「提案内容について」の点数の高さが高い方の事業者を受託者として特定する。「提案内容について」が同点の場合は「業務遂行能力について」の点数の高い方の事業者を特定する。さらに「業務遂行能力について」も同点の場合は、見積金額が低い事業者を特定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きで特定する